

46 トルコ法概論

ネヴィス・デレン＝イルディリム

- A トルコにおける法の発展
 - I はじめに
 - II トルコ共和国建国までのトルコ法の発展
- B トルコの裁判所の構成
- C トルコにおける法曹養成
- D トルコにおける弁護士
- E トルコにおける裁判官

A トルコにおける法の発展

I はじめに

今日のトルコ法においては、イスラムの影響は完全に排除されている。現行法は、ヨーロッパ大陸の法体系の一部を成している。西欧法への部分的な変更 (Teilrevision) は、19世紀まで遡る⁽¹⁾。さまざまな法典化の動きと継受は、こうした西欧法のスタンダードに依拠しているのである。この法典化の第一の波は、オスマン帝国時代の1839年に始まっており、1923年のオスマン帝国の崩壊後に建国された、反教権主義的な (laizistisch) トルコ共和国の大興隆によって遂行された。トルコの法発展は、大きく3つのエポックに区切られている⁽²⁾。最初のエポックは、シャリーア (イスラム教の宗教上の法律) ないしイスラム法の時代、と名付けられており、このイスラム法時代は、1299年のオス

(1) Zajtay, Imre, Zum Begriff der Gesamtrezeption fremder Rechte, AcP 170, S. 251 ff, S. 259.

(2) Özsunay, Ergun, Karşılaştırmalı Hukuka Giriş, İstanbul 1976, S. 93 ff.

マン帝国建国により始まり、1839年まで続いた。この時代には、専らイスラム法のみが適用されていた。第2のエポックは、1839年スルタン（アブデュルメジト1世）による「ギュルハネ勅令（Gülhane Hatt-ı Şerifi）」によって始まり、「タンジマート（恩恵改革）」（西欧化改革運動）時代、と名付けられている。最後、第3のエポックは、トルコ共和国の建国と同時に始まり現在に至る時代であり、反教権主義的ないし世俗的な（säkularisiert）西欧法の時代と名付けられる。

II トルコ共和国建国までのトルコ法の発展

世界中に散らばっているトルコ民族のほぼすべては、今日、イスラム教信者である⁽³⁾。イスラムの勃興以前は、トルコ人は、中央アジアにおいて、シャマニズム・仏教・ゾロアスター教といったものも信仰していた。こうした展開は、7世紀以前には支配的であったトルコ民族の「信仰の自由」の帰結であった。それは、7世紀のあとおよそ400年、すなわちすべてのトルコ人がイスラム教に宗旨替えするまで続いた⁽⁴⁾。10世紀以降、トルコ人によって建てられた複数のイスラム国家が歴史に登場することになる。1071年のマラズギルトの戦い（Malazgirt-Krieg）でビザンティン軍に勝利したあと、トルコ人はアナトリアに進出したが、そこでは当初さまざまな小領主による候国（Fürstentum）が群立していた。それらの候国のうちで最も有力だったのが、後に世界帝国となるオスマン候国であった。オスマン朝がセルジューク朝の後継となったわけである。

1 イスラム法時代（1299-1839）

1839年まで、オスマン朝においては専らシャリーアのみが適用されていた。シャリーアは、とくに宗教に関する諸々の規範を内容とするが、他方また、国家の統治に関する規範、ならびに私生活に関する規範も含んでいる⁽⁵⁾。シャリーアのルールについての判断（Wissen）は、「fikih」と呼ばれる。シャリーアの中では法規範は特別な構成要素となっていたわけではないので、法に関する諸々の規範は、別々の名前でグループ分けが試みられていた。現在の意味で私法にあたる規範は、「Muamelat」と名付けられていた。いわゆる

(3) Üçok/Mumcu/Bozkurt, Türk Hukuk Tarihi, 8. Bası, Ankara 1986, S. 39 ff.

(4) Üçok/Mumcu/Bozkurt, (Fn. 3), S. 45.

(5) Üçok/Mumcu/Bozkurt, (Fn. 3), S. 49 ff.

「Muamalat」規範の中には、婚姻および離婚に関する規範 (Münakahat und Mufarakat) と相続法 (Feraiz) も含まれている。刑法に関する規範は、「Ukubat」と名前が付けられていた。

イスラム法は、4つの法源を持っている⁽⁶⁾；すなわち、第1にコーラン (Koran), 第2にスンナ (Sunna, sünnet *訳者注:「預言者言行録」), 第3にイジュマー (Ijma, icma *訳者注:「法学者による「合意」」), 第4にキヤース (giyas, kıyas *訳者注:「法学者の論理的推論による判断」) である。根本的な法源は、コーラン (クルアーン) であり、114スーラ (114章) から成る。スンナは、二つの重要な法源から成り立っており、すなわちそれは、預言者ムハンマドの設定した規範と同じくムハンマドの下した判断から成る。残りの第3・第4の法源は、補助的な法源である。第3の法源イジュマーは、一つのケースに関する法学者たちの合意、一致した判断である。第4の法源キヤースというのは、コーランにもスンナにも規定されていない法的な意見対立について、個々の法学者によってなされた解決を意味するが、その法源としての妥当性には長く争いがあった。このキヤースを法源として認めるか否かに関する議論が、スンニー派の成立につながったぐらいである⁽⁷⁾。スンニー派の考え方によれば、法学者は、比較によって意見対立を解決するが、この比較において、コーランの規範または預言者ムハンマドの言行録 (すなわちスンナ) を適用するわけである。コーランとスンナを法学者は別々に解釈することが出来たので、イスラムの考え方によればすべてが同時に適用されなければならないはずであった場合でも、互いに矛盾する解釈がしだいに生じてくることになった。こうした帰結もすべて、イスラム法に属する。互いにはなほだしい矛盾を生じている二つの判断結果の、どちらを取り消すことも禁じられていた。それ故に、イスラム法は、今日的な意味での法体系としての地位を維持できなかったのである⁽⁸⁾。

2 改良主義的タンジマート時代 (1839-1923)

法における近代化運動は、オスマン帝国時代に遡る。1839年、スルタンのアブデュルメジト1世の勅令により、政治的な改革が開始された。スルタンの勅

(6) Önen, Ergun, Die Darstellung der Gerichtsverfassung im alten und neuen türkischen Recht, in: Hukuk Araştırmaları 1989, B. 1-3, S. 18 ff.

(7) Üçok/Mumcu/Bozkurt, (Fn. 3), S. 55 ff.

(8) そう断じるのは、Üçok, Coşkun, İslam İslam Hukukunun Temel Kurallarından “İçtihatla İçtihat Nakzedilmez”, in: İmran Öktem’e Armağ an, Ankara 1970, S. 37-46.

令によって、基本権と自由が承認されるようになったのである。クリスチャン（キリスト教徒）とムスリム（イスラム教徒）は、法の前で平等となったわけである⁽⁹⁾。何びとも、裁判所の面前で自白することなしに刑罰を科されることはなくなったのである。非イスラム教徒のマイノリティの基本権は、スルタンによって保障されていた。脱宗教という目的をもった新しい法律の施行は、勅令という形で告知されたが、この勅令を通じて、中央行政はスルタンに対する一定の安全を獲得し、非イスラム教徒の商人はより多くの権利を手に入れ、そして西欧諸国はオスマン帝国の内政問題へ干渉する機会を見いだすことになったのである。このことによって、オスマン帝国は、部分的に植民地化されたわけである⁽¹⁰⁾。

タンジマート時代、二つの異なる考え方が主張された⁽¹¹⁾。当時の法務大臣である Cevdet パシャ（太守）は、伝統を近代化の理想と融合させようと試みた。こうした目的で、1858年には土地法、1869（1869-1876）年には民法典（Mecelle、と呼ばれる）を施行した。1840年と1851年の最初の刑法典はイスラム法に依拠していた。しかし当時の首相である Ali パシャは、急進的な改革を遂行しようとした。彼の提案は、コアとなる領域でのみイスラム法を維持しつつ、西欧法を換骨奪胎して（Totalrevision）実施しよう、というものであった。私法の近代化のためにフランス民法典（Code civile）を継受しようという彼の提案は、結局拒否されたのであるが、西欧法の見直さないし一部見直しに由来するものと言うべき他の法律は残った。1879年のオスマン朝刑法典は、1929年まで若干の修正変更を受けたが、フランス刑法典の翻訳であった。当時の民事訴訟法典と対照的に、イスラムの法規範を採用する契機はなんら存しなかった⁽¹²⁾。1840年に設立された商事法廷では、ヨーロッパの慣習法が適用されていた⁽¹³⁾。ここでの法の欠缺を埋めるために、1807年のフランス商法典が継受された。のちに、フランスの商事民事訴訟法典（Handelszivilprozessordnung）もまた、商事民事訴訟規則（Handelszivilprozessverordnung）として施行された（1861年）⁽¹⁴⁾。1864年の海商法は、フランス商法の翻

(9) Kongar, Emre, 21. Yüzyılda Türkiye, İstanbul 1999, S. 66 ff.

(10) Kongar, (Fn. 9), S. 66.

(11) Özsunay, (Fn. 2), S. 93.

(12) Bozkurt, Gülnihal, Batı Hukuku'nun Türkiye'de Benimsenmesi, Ankara 1996, S. 105.

(13) Bozkurt, (Fn. 12), S. 151 ff.

(14) Özsunay, Ergun, Medeni Hukuka Giriş, İstanbul 1986, S. 143.

訳であった。フランス法の影響は、1879年6月12日のオスマン朝民事訴訟法典の場合にもあったが、基本的には、フランスの民事訴訟法典と、オスマン朝民法典に規定されていた手続的な規範（これは伝統的なやり方で用意されていたものであったが）との混合物であった⁽¹⁵⁾。この法制史上の時代には、最初の通常裁判所（Nizamiye 裁判所、と呼ばれる）が設置され、他の裁判所の管轄領域以外を管轄していた⁽¹⁶⁾。通常裁判所と並んで、カーディ（* 訳者注：イスラム法上の裁判官）裁判所（Kadigericht）、ゲマインデ（地方自治体）裁判所（Gemeindegerecht），商事裁判所（Handelsgericht），領事裁判所（Konsulargericht）があった。「Divan-i Ahkam-i Adliye」と呼ばれる最高裁は、最終審として1868年に設置され、上告について管轄権を有していた。通常裁判所⁽¹⁷⁾の裁判権とシャリーア裁判所⁽¹⁸⁾の裁判権という二元体制は、職責の範囲と権限の範囲でカオスを生じさせることとなった⁽¹⁹⁾。オスマン帝国で支配的だった法的多元主義は、混乱にもつながった。法的統一性は問題とされなかったのである⁽²⁰⁾。

トルコの学界では、少なからぬ学説⁽²¹⁾が、法典継受を伴ったタンジマート時代を、日本の明治時代⁽²²⁾と比較考察しており、両者の法典継受とも、西欧法の影響が見いだされるべき任意の継受であったと評価している。

イスラム法と西欧諸国から継受した法とが並行して適用されていた時代は、必ずしも期待に副うものではなかったが、それでも、当時としては、法治国家への第一歩を踏みだしたものであったわけである⁽²³⁾。こうした法典継受で集積した経験が、ケマル・アタテュルクの法改革において、一定の役割を果たし

(15) Bozkurt, (Fn. 12), S. 103 ff.

(16) Önen, (Fn. 6), S. 20.

(17) すなわち, Nizamiye Gerichte.

(18) すなわち, Kadigerichte.

(19) Önen, (Fn. 6), S. 21.

(20) Üçok/Mumcu/Bozkurt, (Fn. 3), S. 306.

(21) Özsunay, Ergun, Yabancı Hukukun Benimsenmesi Yoluyla Bir Çağdaşlaşma Modeli: “Kemalist Hukuk Devrimi Üzerine Gözlemler ve Değerlendirmeler, in: Atatürk’ün Hukuk Devrimi, İstanbul 1983, S. 24; Bozkurt, (Fn. 12), S. 1 ff.

(22) 明治期の法の継受については, Nakamura, Hideo, Japan und das deutsche Zivilprozessrecht, in: Japan und das deutsche Zivilprozessrecht, Sammelband der Zivilprozessualen Abhandlungen, Tokyo 1996, S. 6 ff. 参照。

(23) Üçok/Mumcu/Bozkurt, (Fn. 3), S. 305.

た。

この時代でもう一つ特徴的なのは、憲法の発展である。1876年のオスマン朝の憲法によって最初の立憲君主制が成立したが、その1876年憲法によれば、君主は神聖であり、何らの責任を負わないものであった⁽²⁴⁾。こうした規制は、当時の公法の理解を反映していた。1831年のベルギー憲法および1851年のプロイセン憲法がその淵源として用いられたのではあるが、ベルギー憲法ほどリベラルではなく、国民による支配を出発点としてはいなかった⁽²⁵⁾。スルタンは、引き続き、行政権を支配し内閣を組織しこれを解散する権限を持っていた。西欧諸国の積極的な影響の予兆があった1876年憲法は、わずか2年後、スルタンのアブデュルハミト2世によりその効力を停止された。スルタンは、絶対君主として支配を続けたかったのである。アブデュルハミト2世による絶対君主支配は33年間続いたが、1909年の憲法改正によって、2度目の立憲君主制が宣言された。この憲法改正には、軍の将校や青年トルコ党により率いられた政治運動がその背景にあった。

3 反教権主義的西欧法の時代 (1923-)

第一次世界大戦終結後の休戦の時期に、オスマン朝は消えてなくなってゆく。イスタンブールとアナトリアは、連合国に占領された。1919年5月19日、かつて帝国軍の士官だったケマル・アタテュルクは、Samsunに上陸した。まさにこのときから、共和制の時代が始まったのである。アタテュルクは、連合国に対する抵抗運動を組織し、1920年4月23日にはアンカラに、オスマン帝国議会に代替する大国民議会 (Alternativparlament) を召集した。そして1921年1月20日には、この国民議会で新しい憲法の策定が可決された。その憲法によれば、主権は「トルコ国民に」属していたが、権力分立はなく、中央集権的に議会に権力を集中していた⁽²⁶⁾。1922年11月1日にはスルタン制が廃止され、1924年3月3日にはカリフ制が廃止された。1923年10月29日に、共和制が宣言された。1924年に施行された共和国憲法は、イデオロギッシュな性格をもち、基本原理であるケマリズム (Kemalismus) と並んで、ナショナリズム、反教権主義 (Laizismus)、国益優先主義 (Etatismus)、革命的改革主義、

(24) Bozkurt, (Fn. 12) は、大日本帝国憲法にはこれと同じ規定が存していたと考えている。

(25) Bozkurt, (Fn. 12), S. 2 ff.

(26) Rumpf, Christian, Einführung in das türkische Recht, München 2004, S. 25 ff.

ポピュリズムといった旗を掲げているものであった。こうしたコンセプトは、若いトルコ共和国を西欧文化の原理にしたがって新たに形作ろうという、アタテュルクの意思にも副うものであった。ケマリズムのイデオロギーじたいは、イスラム教との直接の関係はなく、むしろイスラムから政治的権力を奪い去るものであった⁽²⁷⁾。今日的な時代思潮に沿ったこうした理解は、新しいトルコ共和国で社会における自分たちの有力な地位を失うことになった少なからぬイスラム学者には、忌み嫌われ、無宗教理論とレッテルを貼られることとなった。

司法制度における革命は、トルコ共和国の樹立後すぐに始まった。トルコ共和国の樹立前には宗教的な性格を示していた法を、近代の西欧法によって置き換えることが試みられた。トルコへの数多くの外国法の継受は、学説から大きな注目を浴びた、近代における例を見ない「全体の見直し (Totalrevision)」であったのである⁽²⁸⁾。

1926年のトルコの民法典と債務法典 (債権法) は、スイス民法典と債権法のフランス語版の翻訳であった。2001年1月1日改正トルコ民法典が施行されたが、スイス民法典の体系と類似したものであった。Schwarz⁽²⁹⁾ は、こうしたスイス民法典の継受を、法制史における最も急進的な革命 (radikalste Revolutionen) の一つ、と呼んだ。絶対主義体制から立憲的・共和的・民主的発展への移行に際して、密接にスイスをよりどころとしたわけである⁽³⁰⁾。こうした発展に大きな役割を果たしたのが、「les lausannois (ローザンヌ人)」と呼ばれたトルコ人法律家で、彼らは、スイスの大学で学び、改革の時期にトルコの行政で最も高いランクで多大な影響力を行使する地位を占めていた。当時の法務大臣 Mahmut Esat Bozkurt は (彼もまたスイスで学んだ)、複雑でなく国民性に合致し实际的で民主的であると彼がみなした、スイス民法典の中の規定を選び出すことに、精力を注いだ⁽³¹⁾。ドイツ民法典 (BGB) は、その抽象的な性格ゆえに受け入れられなかった。そしてまたフランス民法典は、すでに20年が経過し古すぎるとされた。

(27) Kongar, (Fn. 9), S. 111.

(28) Schwarz, Andreas B., Das Schweizerische Zivilgesetzbuch in der ausländischen Rechtsentwicklung, Zürich 1950, S. 3 ff.

(29) Schwarz, (Fn. 28), S. 3.

(30) Schwarz, (Fn. 28), S. 18.

(31) Zajtay, (Fn. 1), S. 254; Bozkurt, (Fn. 12), S. 190 ff.

継受した外国法への適応にあたって決定的な役割を果たしたのが、トルコの判例であった⁽³²⁾。しかし、スイス法の継受は、トルコにおいては、とくに家族法の領域で困難に直面した⁽³³⁾。多くの社会的な諸条件が背景に隠れていたのである⁽³⁴⁾。共和国の草創期においては、夫婦は婚姻の際、戸籍役場の役人の面前に出頭する義務を負っていたが、この義務が問題であった。多くの市民が出生証明書を持っておらず、交通事情がよろしくないで、人口の大部分は、広い地方のあちこちに散らばって生活していた。それゆえに、人々は、戸籍役場の役人の面前での婚姻がトルコ民法で義務づけられた民事婚として規定されていたにもかかわらず、役人の面前での婚姻よりも、イマーム (Imam, * 訳者注: イスラム教の礼拝の際の導師) の面前での婚姻を選んだ。この法律外の (praeter legem) 婚姻が大変な数にのぼったので、トルコの立法者としては、古法に基づいて結ばれた婚姻を有効と宣言し、かつこうした夫婦から生まれた子供に嫡出子としての法的な地位を付与するために、1933年以来周期的に法律を發布していかざるを得ない、と考えることになったのである。しかしながら、一夫一婦制の原則はずっと守り続けられたので、民事婚をしている間にさらにイマームの面前で婚姻を結んでも有効と認められることはなかった。今日では、義務的な民事婚は定着している。反教権主義的に拡充された民法典は、その価値を認められている。こうしたことからすると、スイスから継受した民法典を (歴史法学派が) 国民精神に沿わない法律として位置づけるのは、正当ではない⁽³⁵⁾。20年間、急進的な法革命は実行され、それによってトルコ法は、ヨーロッパ大陸法の法体系の仲間入りをしたわけである⁽³⁶⁾。民法典の導入は、ケマルの法改革の掉尾を飾るものである⁽³⁷⁾。オスマン朝時代の法の

(32) Kubalı, Annales 1956, S. 9-10.

(33) 多くの例について, Zajtay (Fn. 1), S: 261 ff.

(34) Fındıkoğlu, Z. F., Medeni Kanunumuz Etrafında Bazı Sosyolojik Meseleler, SBFD 1958, B. I, S. 183 ff.

(35) しかし, Fındıkoğlu (Fn. 34, S. 181) には Ferit Ayiter と名付けられている。

(36) Özsunay, Türkiye'de Yabancı Hukukun Benimsenmesi Hareketi İçinde Türk Medeni Kanununun Anlamı ve Önemi, İstanbul Üniversitesi Mukayeseli Hukuk Enstitüsü, Medeni Kanun 50. Yıl Sempozyumu, İstanbul 1978, S. 399-414, S. 404.

(37) Önen, Ergun, Atatürk ve Hukuk İnkılabı, in: Hukuk Araştırmaları, 1988, B. 3/3, S. 24-29, ins. S. 28.

並行状態にも終止符が打たれたのである⁽³⁸⁾。

1927年6月18日のトルコ民事訴訟法典は、1925年4月7日のNeuenburg民事訴訟法典の翻訳である。1929年のトルコの強制執行および破産法は、スイスに由来する。1926年の最初の共和国商法典の準備に際しては、ドイツとイタリアの規制に従った。この商法典は、1956年に新法に替わった。刑事訴訟法典については、1877年ドイツ刑事訴訟法典が1929年トルコ刑事訴訟法典の基礎とされた。今日の刑法典は、1889年イタリア刑法典の翻訳である。

トルコ共和国成立後の全体的な継受の成果は、反教権主義と女性の同権化の導入であった⁽³⁹⁾。こうした急進的な法改革によって、トルコはイスラム法を適用されない最初のイスラム教国となったのである。

ケマリズムによる法革命に比べると控えめな法改革が、1995年、工業所有権の領域でのEUの関税同盟への加入後に、行なわれた⁽⁴⁰⁾。すでにオスマン帝国当時、フランスの影響のもと、商標法・特許法・著作権法が公布されていた。しかし、トルコ共和国樹立の後の立法において、この領域でめざましい進歩はなかった。確かに1951年に著作権法、1965年に商標法が施行されはしたが、大変革をもたらすような発展は、90年代半ばに入ってようやくもたらされた。トルコのカルテル法は、1994年に可決成立した。授權法に基づいて、法律の効力を持つ多数の法規命令(Rechtsverordnungen)⁽⁴¹⁾が、特許権(および実用新案)・商標権・意匠権・原産地表示保護について、公布された。著作権法においても、多数の変更がなされた。

B トルコの裁判所の構成

トルコの裁判権は、憲法裁判・行政裁判・通常裁判に分かれる⁽⁴²⁾。通常裁判所は、民事裁判所と刑事裁判所から成り、刑事裁判所には通常刑事裁判所と

(38) Özsunay, (Fn. 36), S. 407.

(39) 青年トルコ党の理念は、このように実現された (Bozkurt, (Fn. 12), S. 217)。

(40) 多くの例について以下を参照；Tekinalp, Ünal, Fikri Mülkiyet Hukuku, 2. Bası, İstanbul 2000；Deren-Yıldırım, Nevhis, Haksız Rekabet Hukuku ile Fikri ve Sınai Mülkiyet Hukukunda İhtiyati Tedbirler, 2. Bası, İstanbul 2002.

(41) この概念については、Rumpf, (Fn. 26), S. 3 ff. 参照。

(42) Önen, (Fn. 6), S. 21 ff. 参照。

軍事刑事裁判所とがある。民事裁判所は、区裁判所と地方裁判所から成る通常裁判所と、特別裁判所とに区分される。特別裁判所に属するのが、労働裁判所、登記裁判所 (Katastergericht)、強制執行事件・破産事件の監督官庁 (*訳者注：我が国における特許庁の審判部のようなシステムを想起されたい) である。新しいのが、知的財産権保護のための専門裁判所、家庭裁判所、消費者裁判所 (Verbrauchergerichte) であり、それと並んで海商事裁判所 (Seehandelsgericht) が創設された。

憲法裁判における上級審裁判所が憲法裁判所 (Verfassungsgerichtshof) であり、行政裁判権においては行政裁判所 (Verwaltungsgerichtshof) と軍事行政裁判所 (militärische Verwaltungsgerichtshof) である。通常裁判における第2審としての上級裁判所が、最高裁判所 (der oberste Gerichtshof = Yargıtay) と最高軍事裁判所 (der oberste militärische Gerichtshof) である。民事および刑事事件の第2審が、上告審として機能し民事部と刑事部から成る最高裁判所である。民事部の数が多いので、大法廷で解決されなければならない判例衝突が生じてしまっている。控訴審裁判所の設置に関する新しい法律が準備されているが、まだ施行されていない。

C トルコにおける法曹養成

ギムナジウムの生徒は、法学部に入学するためには、毎年6月に行なわれる入学試験を受験し、この試験で必要な点数をとらなければならない。最古の法学部はイスタンブール大学法学部である。国立と私立の法学部が Istanbul, Ankara, İzmir, Konya, Diyarbakır, Antalya, Adana にある。資格取得の学業 (Lizenzstudium) は4年間続き、国家試験は存しないが、毎年様々な科目について試験を受けなければならない。講義は、それほど実務的な内容に向けられたものではない。ゼミナールは、修士課程に進んで初めて行なわれる。そのためにトルコの法曹養成は、非常に低い高校レベルのシステムだといわれてしまっている⁽⁴³⁾。

D トルコにおける弁護士

弁護士としての認可のためには、4年間の資格取得課程を卒業し、1年間の

(43) Rumpf, (Fn. 26), S. 12.

弁護士修習を終えなければならない。トルコには74の弁護士会があり、トルコ弁護士連合会としてまとまっている。最大の会員数を擁しているのが、イスタンブール弁護士会である。イスタンブール弁護士会には、昨年17546名の会員がおり、これはトルコの弁護士の37%にあたる。

イスタンブール弁護士会に次ぐのが、7000名の会員を擁するアンカラ弁護士会で、4500名の会員のいるイズミール弁護士会がそれに続く。各単位弁護士会は、それぞれ料金リストを発行することが法律で義務づけられている。弁護士は、依頼者と一定の報酬を合意することもできる。しかし訴訟の遅延や高いインフレ率を理由に、たいていの場合、弁護士は財政的な損失を堪え忍ばなければならない。トルコ法では、弁護士強制は存しない。ドイツ法同様、弁護士個人の法的地位は、国家機関としての官職ではなく、自由な職業として営むもの、と構成されている⁽⁴⁴⁾。しかし、弁護士業は、公的な職務である。弁護士は、国家と依頼者に対して、独立している。弁護士に対する損害賠償の訴えを提起するためには、法務省の許可を受ける必要がある。

E トルコにおける裁判官

裁判官職に就こうとする者は、法務省の入省試験を受けなければならない。この試験にパスすると、2年間、法務省の養成課程に通わなければならない。法務省入省と同時に、人事上、上級判事・検察委員会 (Hoher Richter- und Staatsanwälterat) の管轄下に入る。裁判官は、立法権・行政権・司法権に対して独立である⁽⁴⁵⁾。しかし、法務大臣は上級判事・検察委員会の理事であるし、法務事務次官もその構成メンバーの一人なので、トルコの学界では、行政権に対する裁判官の独立性には疑問が投げかけられている⁽⁴⁶⁾。

持続的な裁判官需要、空席のある判事職、増え続ける労働負担、裁判所の建物の貧弱な設備、国家からの裁判制度に対する財政支援の薄さ、法務省に対しての独立性の欠如、といった問題は、長い年月解決を図ることができなかつ

(44) Schilken, Eberhard, Zivilprozessrecht, 4. Auflage, Köln/Berlin/Bonn/München 2002, Rdnr. 96. Vergleiche: das türkische Anwaltsgesetz § 1 参照。

(45) 1982年トルコ憲法 (138条) 参照。

(46) Kuru/Arslan/Yılmaz, Medeni Usul Hukuku, Genişletilmiş 12. Bası, Ankara 2000, S. 101; Pekcanitez/Atalay/Özekes, Medeni Usul Hukuku, 2. Bası, Ankara 2001, S. 121.

(47) Önen, (Fn. 6), S. 23 参照。

た、裁判制度の典型的な問題となっている⁽⁴⁷⁾。

しかし、今日の諸問題は、我々が、80年前にアタテュルクが実施し成功した法革命を誇ることを妨げることはない。

【訳者あとがき】本稿は、2004年6月12日早稲田大学において、本学比較法研究所及び民事手続判例研究会により共催された講演会での講演原稿の翻訳である。著者の Nevhis Deren-Yıldırım 先生は、現在イスタンブール大学法学部講師である。なお、翻訳にあたり、講演時より脚注等の若干の増改訂をお願いした。

(勅使川原和彦 訳)

〔編者あとがき〕

イルディリム講師は、夫君（同じく民事訴訟法学者）とともに2004年6月8日から22日まで比較民事法研究所（所長 中村英郎教授）の招聘により学術交流のため日本に滞在した。同講師はトルコの若手新進の民事訴訟法学者であり、主著は „Der einstweilige Rechtsschutz im Wettbewerbs- und Immaterialgüterrecht“ (1999, トルコ語)。なお、ドイツ語の論文も多数ある。本稿は6月12日、早稲田大学比較法研究所でドイツ語で行われた講演“Ein allgemeiner Überblick über das türkische Recht”の翻訳である。翻訳は勅使川原和彦助教授が担当した。